

医療費が高額になりそうなときは

限度額適用認定証

入院や手術で医療費が高額になる場合、事前に「限度額適用認定証」の交付を受けて医療機関に提示すれば、**医療機関窓口での自己負担額を限度額までに抑えることができます。**

認定証を提示せず、本来の負担割合（1～3割）で窓口支払いをした場合、自己負担限度額を超えた分については、約3か月後に「高額療養費」として支給を受けることができます。

どちらでも、最終的な自己負担額は変わりませんが、大きな金額を一時的にでも負担しなくて済みますので、ぜひ「限度額適用認定証」をご利用ください。

認定証の交付を希望する場合は、

- ◆健康保険証 ◆印鑑
- ◆マイナンバーがわかるもの

をご持参の上、住民保険課窓口で申請してください。
※国民健康保険税の滞納があると交付できません。

例えば…

【総医療費 100 万円・70 歳未満・所得区分「所得 210 万円超え～600 万円以下」】の場合



【70 歳未満の人の自己負担限度額（月額）】

所得区分（総所得－33万円）	3回目まで	4回目以降
901万円超え	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%	140,100円
600万円超え～901万円以下	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%	93,000円
210万円超え～600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%	44,400円
210万円以下（住民税課税世帯）	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

【70 歳以上の人の自己負担限度額（月額）】

所得区分（住民税課税所得）	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
★690万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%	〈4回目以降 140,100円〉
380万円以上～690万円未満	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%	〈4回目以降 93,000円〉
145万円以上～380万円未満	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%	〈4回目以降 44,400円〉
★145万円未満（住民税課税世帯）	18,000円（年間上限 144,000円）	57,600円〈4回目以降 44,400円〉
住民税非課税世帯・低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯・低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

※ 所得区分が★の場合は、保険証提示で限度額までの窓口負担になりますので、認定証の申請は不要です。

※ 一部を除き、過去12か月以内に3回以上限度額に達した場合は、4回目から限度額が下がります。

※ 国民健康保険証・後期高齢者医療保険証以外の保険証をお持ちの場合は、保険証発行元にご相談ください。

目指そう 健診受診率UP！

益城町は国保の健診受診率60%を目指します。
平成29年度健診受診率36%（暫定値）

閩住民保険課保険年金係 ☎ 286 - 3113